

店頭外国為替保証金取引契約書

第1条 契約の目的

お客様は、店頭外国為替保証金取引契約（以下「本契約」）に規定された条項に従って、株式会社アリーナ・エフエックス（以下「当社」）が提供するインターネット上の店頭外国為替保証金取引システム（以下「本システム」）を利用して、当社との間で、通貨の売買を行うことができます。本契約に添付されている別紙は、本契約の一部となります。

第2条 リスクについて

本契約の締結に際し、お客様は本条に定める各項目を了解し合意します。

1. 事前説明事項ならびに契約内容の理解について

お客様は、当社と本契約を締結する前に、事前説明資料及び本契約記載の事項を十分読み、かつご理解された上で、本契約を締結するものとします。

2. 取引に伴う高い投機的リスクについて

店頭外国為替保証金取引は、お客様が預託する保証金に比べてはるかに大きな金額のお取引となり、非常に投機的です。取引の仕組みを十分理解し、かつ、預託された保証金以上の損失を負担することが経済的に可能であるお客様にのみ適しています。店頭外国為替保証金取引は退職資金その他生活に必要な資金の運用先としては適切ではありません。

お客様は、店頭外国為替保証金取引による損失が、お客様のライフスタイルを変えることにならない範囲で取引を行うことを、当社に対して約束します。

3. 高いレバレッジにより保証金の額をはるかに上回る損失が生じる可能性について

店頭外国為替保証金取引は、現物取引と異なり、実際に取引をする額を支払うのではなく、差額で決済されます。ポジションを建てる時には取引額の一定割合の保証金を預託していただきます。この割合は実際の取引額に比べてかなり低く設定されていますので、為替相場の変動によって、損失が生ずるだけでなく、損失の額が保証金の額をはるかに上回ることがあります。

4. 電子取引のリスクについて

お客様は、インターネットを利用した取引の場合、コストが低く手数料を安価にすることができ一方、インターネットを含む機械の障害により取引ができない時間帯が生じる可能性があること、システムの安定化のための努力についても安価な手数料の範囲内で行われていることを了承します。当社は、本システムを含め本契約に基づくサービスの提供あたって必要となる機器全般について、その一部又は全部に発生した障害によって取引ができなかったこと、または取引が遅延したことについて一切の責任を負いません。また、アクセス数の急激な増加、回線の混雑、停電等の理由により取引を実行できない場合がありますが、当社はこれによって生じた損害について一切の責任を負いません。

5. カバー取引相手方の商号及び業務内容

当社は、お客様からのご注文を受託した場合、直ちに当該注文に全額呼応するカバー取引を米国ニュージャージー州に所在する GAIN CAPITAL GROUP INCORPORATED（以下「ゲイン社」）と行います。ゲイン社の業務内容は為替を含む先物取引業であり、米国における先物取引業の監督機関である米・商品先物取引委員会（CFTC）に登録されています。また、ゲイン社は、同国の先物取引業の業界団体である全米先物協会（NFA）の会員です。

（会員番号 0339826）

6. お客様から預託された保証金の管理方法について

お客様から預託された保証金は、当社の自己資金とは完全区分の上、全額を日証金信託銀行株式会社と契約した専用の金銭信託にて分別管理を行っております。

7. カバー先によるリスクについて

当社は、お客様からお預かりした保証金を一切カバー先へ預託しておりません。よって、当社、またはカバー先が万一破綻した場合でも、お客様の資産は守られます。

8. 追加保証金について

当社は、当社が必要と認めた場合を除き、追加保証金の請求は行いません。但し、当社は、その裁量により当社が必要と認めたとき、お客様に対して追加保証金を請求することがあります。追加保証金を請求された場合には、当社所定の時刻までに追加保証金を支払うことをお客様は了承します。

9. 自動ストップロスについて

為替レートの変動によるポジションの評価等の結果により、残高が必要保証金額に対し、ゲイン社の定める所定の割合に達した場合には、オープンポジションの一部ないし全部の清算を行います。また、為替レートの状況により、自動ストップロス基準に達したときよりもお客様に不利な価格で清算される可能性があります。場合によっては、必要保証金額がマイナスになってから精算されることがあります。さらに、以上に定める基準に該当しない場合でも、当社は、当社が必要と認めた場合、オープンポジションの一部または全部を清算することがあります。

10. スワップポイントについて

店頭外国為替保証金取引では金利水準の異なる2国間の通貨を売買することから、決済にあたってその金利の差から生ずる差額を調整し、日々の実現損益としてお客様口座に反映させます。これをスワップポイントと呼びます。スワップポイントはマイナスとなる場合があります。その際は、お客様にお支払いいただきます。

11. 評価額についての当社の裁量について

当社は、当社の裁量により、お客様のポジションを評価したうえで、その評価額をお客様に報告します。この評価額は、保証金残高の算定、保証金の請求、自動ストップロスなどの基準としても使用されます。この評価額の算定の基準となる為替レートについては、他社や諸機関により発表される為替レートとは異なる場合があります。

12. ワンクリックによる成行注文の即時執行について

当社のオンライン取引については、お客様が取引希望数量を入力し、「売り／買い」をクリックした時点で成行注文が執行されます。注文の執行の前に、確認のメッセージを送付することはなく、執行された後に取り消すことはできません。この点については、他社のシステムと異なる可能性があるのでご注意ください。当社は、実際に取引を開始する前に、デモ取引システムによりこの注文入力プロセスを習熟していただくことをお勧めしております。

13. 当社の提供する相場情報について

当社が紹介する相場の予測に関する情報については、その正確性について責任を当社は一切負いません。情報の評価については、一切お客様の責任となります。

14. 取引所による取引ではないことについて

当社との店頭外国為替保証金取引は、取引所など特定の機関を通じて行う取引ではなく、当社とお客様間の直接の契約に基づく店頭取引です。したがって、当社のお客様への支払義務を保証する第三者機関もありません。

15. 利益の保証がないことについて

店頭外国為替保証金取引においては、利益の保証はありません。また、損失の額が保証金の額に限定されることも保証されず、保証金の額を超過する損失を蒙る場合もあります。

16. オープンポジションを決済できないリスクについて

市況やその他の事情により、当社はおお客様のポジションをお客様が指定した価格で決済できない場合があります。特にストップロス注文の場合、お客様が指定した価格よりお客様に不利なレートで決済される可能性があります。

17. 週末のリスクについて

通貨市場が一般に取引を行っていない週末に様々な状況、展開が生じ、これにより金曜日の終値と大きく異なる価格で月曜日の通貨市場が開始する事があります。週末にかかる注文は月曜日に当社が取引を開始して最初に提示した取引価格にて仕切ります。ストップロス注文は予定損失額を上回る可能性がありますのでご注意ください。また自動ストップロスにつきましても、その水準がその乖離した価格内にある場合は同様に月曜日の当社取引開始した最初の提示価格にて仕切らせて頂きます。これにより本条に定める自動ストップロス水準を大きく下回る可能性があります。

18. 営業時間外の取引によるリスクについて

当社の営業時間は祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 6 時まで（但し、夜間サポートの受付は午後 7 時まで）となっています。本システムによる取引サービスは、お客様への便宜を図るため第 5 条に定める取引時間にて提供していますが、当社の営業時間外における取引においては障害発生時も含め十分なサポートが提供されない可能性があります。

19. 代理人について

お客様は、やむをえない事由があると当社が認めた場合には、第三者を代理人に選任することができます。但し、代理人の行った行為については、すべてお客様が責任を負います。

20. 価格提示の誤りについて

本システムにおいて表示に誤りが生じた場合、当社はそれを訂正する権利を有します。また、誤って提示された価格に基づく注文の執行がなされた場合には、当社は当該注文を取り消し、または内容を修正する権利を有します。但し、当社は内容を修正する場合には、提示した価格に近い価格となるよう努めるものとします。

21. 報告の誤りについて

取引画面またはその他の方法によりお客様に通知される取引の確認や口座の状況の報告等について、お客様は速やかに通知された内容を確認する義務を負います。お客様は、前項に規定される場合や誤った価格によって注文が約定された場合も含め、確認された内容に誤りがある場合には、直ちに当社に通知する義務を負います。翌営業日の営業時間の終了時（日本時間午後 6 時）までに通知がなされなかった場合、お客様はその内容を承認したものとみなされます。

22. 当社の責任について

当社の責任は、本契約に規定された範囲に限定されます。但し、本契約の規定外の事項についても、法律上当社が負うべき責任まで当然に免責されるものではありません。

第3条 確認事項

1. お客様は、本項各号に定める条件を満たしていることないしは本項各号に掲げる事項がお客様について真実であることを確認します。
 - (1) お客様が20歳以上であること。また、後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けていないこと。
 - (2) お客様が本契約を締結し取引を行うことが、お客様に適用される法令に違反しないこと。また、お客様が法人の場合、お客様の定款その他の社内規則に違反しないこと。
 - (3) お客様が、事前説明書類及び本契約を読みかつその内容を理解し合意したこと。
 - (4) お客様が本契約に基づき取引を行うには、以下のいずれかに該当することを条件とし、お客様は以下のいずれかに該当するまで取引を行うことはできないことを承認します。
 - ① 当社またはその他の取引業者と店頭外国為替保証金取引を行った経験があること。
 - ② ウェブサイトで利用できるデモ取引システムで取引に習熟することに合意し、かつ2週間以上のデモ取引の経験があること。
 - ③ 他の金融商品の取引を経験していること。(但し、特に当社が認めた場合に限る)
 - (5) お客様の取引経験及び投資知識等を含め、お客様から当社に提供された情報が、すべて正確であること。
2. 前項記載の事項について変更が生じた場合、お客様はすみやかに当社へその旨を通知するものとします。

第4条 口座の開設

1. お客様は、本契約ならびにその他事前説明用として提供された資料を熟読し、すべての記載事項について合意または承諾した上で、本契約と一体となる口座開設申込書を提出し、口座開設の申請を行うものとします。
2. 当社は、お客様から提出された口座開設申込書を受領した後、すみやかに当該申込書に記載された内容等を審査し、当該お客様の店頭外国為替保証金取引に対する適合性等も判断した上で、特に問題が認められない場合は、本契約の締結を行います。
3. 本契約の締結後、当社は、本契約に基づく保証金の預託、ポジションの設定及び決済等のためのお客様用口座（以下、「口座」といいます。）を開設いたします。
4. 本契約締結において銀行手数料が必要となった場合、当該手数料は口座から差し引かれるものとします。

第5条 取引

1. 取引時間

当社は通常、本システム上のウェブサイトの外国為替取引にアクセスできる時間を、米国東部標準時（EST）日曜日の17:00 EST から金曜日の17:00 EST までとします。但し、当社はいつでも取引時間を変更し、または一時取引を中断する権利を有します。

（米国夏時間の場合：日本時間、月曜日午前6時より土曜日午前6時、
米国冬時間の場合：日本時間、月曜日午前7時より土曜日午前7時）

2. 注文後の確認義務

お客様は、注文の行った後に、すべての注文について約定がなされるまで、取引の約定の有無等について常に関心を払う必要があります。また、お客様は、取引の約定後も、口座にオープンポジションがある場合、自分の口座状況を随時確認することが必要です。

3. 取引の態様

本システムによる各取引は、当社とお客様の間で、外国為替保証金契約を締結し、当社がお客様の相手方となって行われるものです。お客様との取引は、当社との取引が成立した直後に、ゲイン社に対して呼応する反対売買を行うことで全額カバーされています。

4. 価格の決定方法

売買価格は、市場実勢価格を勘案し、ゲイン社によって当社へ提示される店頭価格を採用しております。なお、価格の決定方法については、一定の範囲で当社の裁量が認められているものとします。

5. 売買価格の表示

当社は、当社がお客様と締結しようとする契約の買い呼値と売り呼値を、当社のオンライン取引システム上に提示します

6. 当社提示価格と市場実勢価格の乖離

買い呼値及び売り呼値は、市場で得られる同様の取引の買い呼値及び売り呼値と異なる場合があります。当社は、当社が提示する買い呼値及び売り呼値が、市場で得られる現行の買い呼値と売り呼値に合致することを保証するものではありません。お客様に提示する買い呼値と売り呼値には、通貨ペアごとに1ピップス以上の開き(スプレッド)があります。但し、そのスプレッドは相場の動向により拡大する場合があります。

7. 注文の受付

当社は、本システムを通じて出されたお客様の指示に従い、お客様から受け付けたすべての注文を執行するよう努力いたします。また、現在の市場実勢が、当社の提供する取引画面に提示された価格と大きく異なる場合には、当社は、現行相場もしくはそれに近い価格で取引を執行するよう努力致します。但し、当社は、お客様から受けた注文を執行することを保証するものではありません。

8. 本人確認

お客様がご本人であるかどうかの確認はID及びパスワードにより行います。お客様は、その責任においてID及びパスワードを管理するものとし、お客様のID及びパスワードを用いてなされた取引等について、お客様が最終的に責任を持つことに同意します。当社は、お客様のID及びパスワードを用いてなされた指示を信頼することができるものとし、後に不正使用であることが判明した場合においても、当社はその結果に対して責任を負いません。

9. ポジションの制限

当社は、お客様のオープンポジションの数量を制限することができます。当社は、その裁量により、新しいポジションを建てる注文を拒否することができます。

10. 自動相殺

お客様の口座に、同一の決済日に同一の外貨またはクロスカレンシーペアの一部または全体の買い及び売りを定めた反対の契約が2つ以上存在する時はいつでも、かかる契約は自動的に相殺され、当該契約に基づき当該通貨に関し支払うべき金額の差額だけを決済するものとします。そのため、本取引システムにおいては、売りと買いを同時に建てるいわゆる「両建て」の取引はできません。

11. 契約の自動延長

当社は、当社の裁量により合理的と考える条件及び方法で、お客様の口座にあるすべてのポジションを、お客様のリスクにおいて次の決済期間へ自動的に延長(ロールオーバー)することができます。

12. 法人口座によるカバー取引の禁止 お客様が法人の場合、当社に開設したお客様口座をカバー先として使用することはできません。

第6条 取引注文

1. 受理する注文の種類 当社が受け付ける注文の種類は以下のとおりです。

- (1) **成行注文**——指定した通貨または通貨ペアを、現行の為替レートで売るまたは買うという注文。買い注文は売り呼値で執行され、売り注文は買い呼値で執行されます。なお、本システムにおいて、「買い」ボタンがある枠には売り呼値が、「売り」ボタンがある枠には買い呼値がそれぞれ表示されます。
- (2) **指値注文**——指定した通貨または通貨ペアを、指定した為替レートで売るまたは買うという注文（成行注文以外）。買いの指値注文は、原則として、市場売り呼値が指値注文で指定した為替レートと同等もしくはそれ以下になったときに執行されます。売りの指値注文は、市場買い呼値が指値注文で指定した為替レートと同等もしくはそれを越えたときに執行されます。
- (3) **逆指値注文（ストップロス注文）**——指定した通貨または通貨ペアについて、現在の売呼び値よりも高い価格での買いを指定し、その後の呼び値が当該価格を上回った場合、または現在の買い呼び値よりも安い価格での売りを指定し、その後の呼び値が当該価格を下回ったときにはじめて発注し約定させる注文。なお、本システムにおいてストップロス注文とは、逆指値注文全般を指します。したがって、一般的なストップロス注文の定義であるオープンポジションの価値が低下した場合に、一定額以上の損失を防止する目的で、お客様の指定するレートになった時に、反対売買によりオープンポジションを決済する取引注文よりも広義に用いられます。また、逆指値注文は、お客様が指定したレートよりお客様に不利な為替レートで執行される場合があります。
- (4) **イフダン注文**——第一次注文と第二次注文を同時に出し、第一次注文が成立した場合にのみ第二次注文が有効となる指値注文。
- (5) **OCO 注文**——2つの注文のうち一方が執行されると他方が自動的に取り消される指値注文。
- (6) **イフダン OCO 注文**——イフダン注文における第二次注文を OCO にする指値注文。
- (7) **EOD 注文（デイオーダー）**——注文が出された当日のニューヨーク市場クロージング（17:00 EST、夏時間の場合、日本では翌営業日午前6時、冬時間の場合、翌営業日午前7時）まで有効な指値注文。
- (8) **GTC 注文**——取り消されるまで有効な指値注文。お客様により取り消された場合を除き、取引成立まで有効となります。
- (9) その他当社が認めた内容による注文。

2. 注文の数量、取引単位について

- (1) 取引単位 最低取引単位は、スタンダード口座の場合、基準通貨の10万通貨単位、ミニ口座の場合は1万通貨単位とします。注文の上限額は当社が決定します。
- (2) 発注 すべての注文は本システム経由で発注されることが必要です。但し、当社はその裁量により当社の取引デスクへの電話による電話注文を受け付ける場合があります。この場合の取引手数料については、別途定めるものとします。

3. ワンクリックの発注／成行注文のワンクリック執行

ワンクリックでの成行注文の成立 オンラインにて注文する場合、お客様は取引入力画面にアクセスし、取引希望金額、取引通貨ペアを選択しなければなりません。取引の準備が整ったところで、「買い／売り」をクリックします。お客様の口座に当社所定の保証金があり、かつ「取引失敗(dealfailed)」のメッセージを受け取らなければ、当該注文はお客様が「買い／売り」をクリックした瞬間に約定します（約定前に確認メッセージが表示されません）。取引は、提示価格の変更、保証金の不足、数量の未入力または予想外の技術的問題そのほかの理由により不成立になることがあります。約定後は、お客様は、成行注文を取り消すことはできません。この場合のすべての責任及びリスクはお客様が負います。

4. 注文の取り消し

成行注文以外の注文では、当社のオンライン取引システムを通じて取り消すことができます。但し、(当社の) 買い呼値及び(当社の) 売り呼値の変動のため、当該注文を取り消す前に、お客様の注文が執行される可能性があります。当社はかかる注文の取り消しの遅延に起因する一切の損害に対して責任を負いません。

5. 注文の条件

取引発注時に、本条第1項で定める注文の種類にかかわらず、お客様は注文の条件を明確に示す必要があります。ストップロス注文、指値注文等成行以外の注文を出された場合、銀行間及び他の市場でお客様により指定された為替レートで取引が行われている場合であっても、状況により、お客様の注文を約定できない場合があります。また、本システムにおいて提供される「レート情報」にて表示される高値及び安値は、この価格での取引が本システム上で行われることを保証するものではありません。

6. 注文の執行の拒否、注文の解除

当社は、①相場の水準がお客様によって指定された為替レートに達した時、お客様の口座にその全体の注文を執行するのに十分な保証金がない場合、②当社がその裁量により、かかる注文の執行によりお客様の口座に保証金が不足するおそれが生じると判断した場合、または③かかる注文もしくは約定が違法もしくは不適切であると判断した場合、注文の全部もしくは一部の執行を拒否し、また執行された注文の全部もしくは一部を取り消す権利を有します。但し、義務は負わないものとします。

第7条 取引の確認

1. 当社は、取引が成立した場合、取引確認を取引画面にてお客様に通知します。
2. お客様は、前項により送付される通知の内容について速やかに確認する義務を負うものとし、取引内容に疑義がある場合には、約定日の翌営業日の日本時間午後6時までに当社に電話、ファクシミリ、または、電子メールのいずれかにて通知するものとします。
3. 当社が前項の通知を受領した場合においては、当社は、これに関する事実の調査を行うものとし、また、当社及びお客様は、誠意をもって相互に協力するものとします。

第8条 デモ取引システム

1. デモ取引 当社は、当社のシステムによるデモ取引を行うことを強くお勧めします。
2. デモ口座の通貨について デモ口座の通貨は円建てとなります。

第9条 保証金

1. 保証金

お客様は本条の規定に従い、注文を出す前に、当該注文により建てられる新しいポジションに必要な保証金を口座に預託する義務を負います。但し、本条に定める額は、当社の裁量により、いつでも将来変更することができるものとします。

2. 口座開設時保証金必要額

当社に口座を開設する場合に必要な保証金の最低額は、当社が特に認めた場合を除き、別紙に定めるとおりとします。

3. 必要保証金額

あらたにオープンポジションを建てる場合等に必要となる必要保証金額は、このオープンポジションの金額に、お客様に通知した保証金率を乗じることで算定される額とします。本システム上に表示される保証金残高が必要保証金額を下回っている場合、このようなオープンポジションを建てることはできません。

4. 維持保証金必要額

お客様のオープンポジションを維持するために必要な保証金の最低額は、必要保証金額の25%です。

5. 入金

保証金は、当社が保証金の入金を確認し、かつ当社が所定の手続きを完了した時点で入金されたものとみなされます。保証金の振込みから手続きを完了するまでに時間を要する場合があります。また、ID等手続きに必要な事項が通知されていない場合は、さらに追加で時間が必要となる可能性があります。

6. 出金

口座からの出金は、当社所定の方法によりお客様が出金を希望する旨の通知をしてから、2営業日以内にご登録のお口座へお振込させていただきます。

スタンダード口座、ミニ口座の出金要請額は別紙に定めるものとします。但し、出金後の保証金残高がその時点で存在するすべてのオープンポジションに対する必要保証金額を下回る場合、または当社が相場等の状況により特に必要と認めた場合、出金をすることはできません。なお、出金にかかる銀行手数料等は原則として、当社の負担とさせていただきます。

7. 自動ストップロス基準

お客様の保証金残高が、維持保証金必要額以下になった場合、当社は、いつでも、お客様の口座のオープンポジションの一部または全部を清算する権利を有します（但し、義務は負いません）。清算は、ゲイン社の定める方法にしたがい、保証金残高がオープンポジションに対し、必要保障金額の一定の割合を回復するか、または全てのオープンポジションが清算されるまで行うものとします。なお、ゲイン社の判断により、維持保証金必要額を満たしている場合であっても、自動ストップロスの対象となる場合があります。

8. 保証金の態様

保証金は現金によるものとします。有価証券そのほかによる保証金の差し入れは認められません。

9. 追加保証金

当社は、その裁量により、お客様へ通知することにより、当社に対する負債を保証するための追加的な保証金の預託を請求することができます。

10. 注文受付の一時停止

口座に保証金が不足している場合、当社はおお客様の注文を執行しないことができるものとします。この場合、当社は所定の保証金がおお客様の口座に入金され、不足状態が解消された場合でも、当該注文についてはその執行義務を負いません。また、当社は、当該注文の遅延や不履行についても、何ら責任を負わないものとします。

11. 保証金の差入先

お客様より預託された保証金は、一部または全部をカバー先であるゲイン社にカバー取引の保証金として、差し入れします。

第10条 追加保証金の請求

1. お客様が第9条第9項により請求をうけた場合、特段の事情がある場合を除き、請求を受けた当日の午後3時まで、追加保証金を払い込むものとします。この場合、お客様は、銀行振込または当社が認めた他の方法によって、保証金を入金するものとします。
2. 第1項による追加保証金の請求後、為替相場の変動により保証金の不足が解消したと認められる場合においても、第1項の追加保証金の請求がなされた後は、その後の為替相場の変動にかかわらず、第1項により請求された追加保証金の額を入金するものとします。
3. 当社が追加保証金の請求を行わなかった場合でも、当社が保証金を請求する権利を放棄したものとみなされることはなく、また、当社は、請求を行わなかったことについてお客様に対して責任を負わないものとします。

第11条 ポジションの清算等

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、第9条及び第10条の規定にかかわらず、当社は、お客様の有するポジションの全部または一部を、直ちに決済することができます。但し、当社は決済する義務を負わないものとします。
 - (1) 預託された保証金の額が、当社所定の自動ストップロス基準を下回った場合。
 - (2) 当社が、当社所定の基準により、追加保証金の請求を行ったにもかかわらず、同日の午後3時まで追加保証金が入金されなかった場合。
 - (3) お客様が本契約に違反したとき。
 - (4) 以上の他、お客様または当社の権利を保護するために、当社がポジションの全部または一部の決済が必要であると判断した場合。
2. お客様について、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客様が本契約に基づき負担するすべての債務について期限の利益を失い、また、当社は、お客様の有するポジションを決済する権利を有するものとします。さらに、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立をしたとき、又は申立をうけたとき。
 - (2) 支払を停止したとき、又は、小切手若しくは手形の不渡りがあったとき。
 - (3) その有する資産について、仮差押又は仮処分の申立があったとき。
 - (4) その有する資産について、差押またはその他の強制執行もしくは担保権の実行の開始の申立があったとき。
 - (5) 滞納処分または保全差押を受けたとき。
 - (6) 業務を停止したとき、または営業廃止を決定もしくは解散の決議をしたとき。
 - (7) 10営業日以上、当社からの連絡が不能となったとき。

- (8) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の申立てがなされたとき、または死亡したとき。
 - (9) お客様が法人である場合において、当社が、複数の取引資格者より同時に矛盾する指示を受けたとき。
 - (10) 本契約に対する違反があったとき。
3. ポジションの決済の結果口座残高がマイナスになった場合には、お客様は直ちに不足分を入金するものとします。

第12条 紹介者

1. 当社は、第三者に本契約の締結を勧誘することを、許諾することがあります。(以下「紹介者」) 紹介者は、当社を代理する権限は有さず、本契約は当社が承認するまで成立しません。
2. 当社は、以下の事項について、紹介者を監督する責任を負いません。
 - (1) 紹介者の事業
 - (2) 紹介者の勧誘の方法
 - (3) 当社が作成した資料以外に、紹介者が提供した情報
 - (4) その他、紹介者（その従業員、役員を含む）の行為
3. お客様は、当社が紹介者にお客様を紹介したことに対し報酬を支払うことができること、かつかかる報酬はお客様の取引金額を基準に、または他の基準により決定されることを了解し同意します。

第13条 情報の提供

当社がお客様に提供する市場に関する情報は、当社がお客様に対して取引を推奨するものではありません。当社がお客様に提供された情報に関し、その正確性について責任を負うものではありません。当社の提供する情報に関する評価はお客様の責任となります。

第14条 知的財産及び守秘義務

1. お客様は、本システムをこの契約に従い利用する権利を除き、本システムについていかなる権利も有しません。本システムの内容は公開されておらず、著作権等の知的財産権は当社（当社に対し使用許諾した者を含む）に帰属します。
2. お客様は、アクセスの必要性に応じて従業員もしくは代理人に本取引システムへのアクセスを許可することにより、当社の機密を保護します。
3. お客様は、本取引システムについて、当社が書面により承認した場合を除き、いかなる情報をも第三者に対して開示することはできません。
4. お客様は、本システムについて、複製、修正、デコンパイル、リエンジニアリング及び派生物の作成を行うことはできません。

第15条 損害賠償等

1. お客様が、本契約に違反した場合、またはお客様が当社に提供した情報が誤っていた場合、お客様はそれにより当社が被ったすべての損害（弁護士費用を含む）を賠償する義務を負います。
2. 当社は、本システムを含め本契約に基づくサービスの提供にあたり必要となる機器全般の一部又は全部において発生した障害のために取引ができなかったこと、または取引が遅延したこと、あるいは当社による債務の履行に遅延が生じたことによる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

3. 当社は、アクセス数の急激な増加、回線の混雑、停電などの原因を含む通信環境等の悪化によって取引ができなかったこと、または取引が遅延したこと、あるいは当社による債務の履行に遅延が生じたことによる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 当社は、以上の他、当社に故意または重過失がある場合を除き、お客様に対して債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任を負わないものとします。お客様は、インターネットのみを手段とする取引の場合、コストが低く手数料を安価にすることができる一方、インターネットを含む機械の障害により取引ができない時間帯が生じる可能性が高いこと、システムの安定化のための努力についても安価な手数料の範囲内で行われていることを了承します。
5. 当社に故意または重過失がある場合の損害賠償額の上限を500万円とし、いかなる場合もそれ以上の金額は支払わないものとします。

第16条 個人情報の保護

当社は、当社の個人情報保護基本方針にもとづき、お客様のプライバシーに関する情報を、第三者に対して開示しないものとします。但し、以下の場合においては、当社は第三者に対してお客様に関する情報を必要である範囲内において開示できるものとします。

- (1) 法令に基づき開示を要求され、開示する場合。
- (2) 当社が本契約を履行するために、金融機関、業務の委託先等に対して開示する場合。
- (3) その他、当社が必要と認めた場合。

第17条 当社への連絡方法

お客様から当社へは email、電話、ファックスまたは郵便にて以下のあて先へ連絡をとるものとします。

Email :	info@arena-fx.com
電話 :	03-3526-5566
ファックス :	03-3526-0622
郵便 :	〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-10 安和司町ビル 5階

第18条 加入団体等

当社は、社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1526）に加入いたしております。

第19条 店頭外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

当社は、金融先物取引法の規定により、以下の行為が禁止されています。そのため自社の判断で以下に定める行為は一切行わないことを表明します。また、お客様からの以下の行為またはこれらに類似する行為を求められた場合、当社はこれを拒否し、さらに当該お客様との契約を解除する権利を有します。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。

3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
7. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
9. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）。
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する

行為。

16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。
19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。
20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること。

第20条 本契約の解除

1. お客様は、お客様がポジションを有しておらず、かつ未決済の注文が取引システムに残っておらず、かつ当社に対して債務を負っていない場合、当社宛に電子メール又は書面にて通知を行うことによって、いつでも本契約を解除することができます。
2. 当社は、お客様がポジションを有していない場合、お客様に対し通知を行うことによって、当社はいつでも契約を解除することができるものとします。また、お客様がポジションを有している場合でも、当社は、そのポジションの決済にかかる取引以外の注文を拒絶し、ポジションの決済後に契約を解除することができるものとします。更に、お客様がポジションを有している場合に所定の期日を通知し、ポジションの強制決済を行い、当社はいつでも契約を解除することが出来るものとします。
3. 解除によって、解約前に行われた取引に影響されることはなく、また、外国為替取引によって既に生じている債務は存続するものとします。

第21条 本契約の改定

1. 当社はいつでも、事前に当社ホームページ上への掲載、電子メールによる通知、または文書による通知により、契約書の条項を修正することができます。この場合、異議のあるお客様は、ポジションを決済し当社に対する全ての債務を履行した後に、直ちに契約を解除

することができます。

2. 当社は、本契約に関連する一切の法令を遵守するために必要である場合には、必要がある範囲内において、当社はいつでも本契約を修正することができるものとします。
3. 当社は、本契約に関連する一切の法令を遵守するために必要である場合には、お客様のポジションの全部または一部の決済を行うことができるものとします。

第22条 雑則

1. 通知

本システムを利用した取引について、取引の約定の確認は、本システムの画面にてお客様に通知します。また、その他の通知については、当社所定の方法によるものとします。

2. 録音

当社は、お客様と当社との間の会話を、電子的に録音する場合があります。但し、当社は、いかなる場合においても録音する義務を負いません。契約に関連する訴訟そのほかの手續きにおいて、当社はこれを証拠として使用する場合があります。

3. 第三者への委託

当社は、当社業務の一部を、第三者に対して委託することができます。

4. 見出し

本契約の各条項の見出しは、便宜上付されたものであり、条項の解釈にも影響を与えないものとします。

5. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

6. 管轄裁判所

本契約に関連する一切の紛争については、両当事者は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、その他の裁判所は第一審の管轄権を有しないことに同意します。

これは法律上拘束力のある契約です。別紙を含め、本契約書をよく読み、すべての条項を承諾したことを確認の上、顧客口座開設申込書兼店頭外国為替保証金取引契約書に署名、捺印して下さい。

顧客口座開設申込書兼店頭外国為替保証金取引契約書に署名、捺印されたお客様は、すべての別紙も含め本契約書を全体的によく読んだこと、本契約書に記載する条項のすべてに同意することを承認するものです。これらの承認と合意の対象は、本契約書及びその別紙を含みます。

附 則

2005年7月 5日改訂

2006年2月 27日改訂

2009年7月 13日改訂

2010年1月 28日改訂